評価の視点詳細

	小項目 (評価の視点)	評価の視点 詳細
1-1 (*1)	・多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細やかな指導ができる教員配置ができている。	・公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等に関する法律9条1項3号(最終改正H25.11.22.)による。 生徒数の数の区分ごとに次の数で除した数の和とする。 生徒の数の区分 1人 ~ 600人 46.2 601人 ~ 1,200人 66.7 1,201人以上 100 (計算例) 生徒数 657 の場合 600 ÷ 46.2 = 12.987 13人 (657 - 600) ÷ 66.7 = 0.854 1人 13 + 1 = 14 14人
1-1 (*2)	・学校事務に支障のない事務体制が整備されている。	・公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等 に関する法律 12条1項4号による。 生徒の数 を400で除した数
1-2 (*3)	・連携施設を担当する教職員を定め、定期的に訪問して教育活動の進捗状況を 把握し、実施校の方針が徹底するよう 指導している。	・年に1回以上訪問して指導している。
2-2 (*4)	・1通(1回)当たりの添削課題の質と量は適正である。	・添削課題の質は、当該教科科目の高等学校学習指導 要領で求められる思考力・判断力を問う内容。添削課題 の量は、1通(回)あたり、A4裏表3枚程度が望ましい。
2-2 (*5)	・添削課題の回答形式は、記述式や多肢 選択式などバランスのとれた構成となっている。	・添削課題は、マークシート形式や択一式の問題だけでなく、記述式の課題を半分程度含むことが望ましい。
2-2 (*6)	・実施校は、生徒の添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等 を適切に管理している。	・特に、連携施設で面接指導を実施している場合は、定期的に生徒の学習の進捗状況を把握している。
2-3 (*7)	・連携施設で面接指導を行う場合は、施設・設備を含め、面接指導を行う上で適切な教育環境が整えられている。	・連携施設において実験室や実習室が未整備の場合は、 面接指導の方法を工夫したり、地域の施設を活用する などして、面接指導の質を担保している。
3-1 (*8)	・履修登録を行わない生徒や行っても 学習活動が困難な生徒への個々の実情 に応じた適切な支援体制は整ってい る。	・家庭訪問、登校による個別指導等を実施している。 ・指導マニュアルを作成している。等
3-1 (*9)	・不登校、中途退学などを経験する生徒 や特別な支援を要する生徒への支援体 制が整備されている。	・専門機関と連携している。 ・校務分掌で委員会や担当者が定められている。 等